

R 6 徳林 県単治山 鳴門市大浦 治山施設管理業務 特記仕様書

第1条 業務場所と工程

- 1 本業務は、徳島県鳴門市北灘町大浦地区の治山施設内（水路工）に堆積する「土砂及び枝葉等の堆積物」（以下「堆積物」といい、枝葉等とは「枝・葉・草」のことをいう。）の状況確認及び除去を行い、除去した堆積物（土砂を除く）については徳島県が見込んでいる指定する場所へ搬出（処理）するものである。
- 2 本業務は、令和6年8月6日から令和7年3月14日までの期間に実施すること。

第2条 業務内容と実施時期等

- 1 治山施設内への堆積物の状況等確認を毎月月初めに実施すること。
- 2 前項を除き、次のいずれかを満たす気象事象等の場合は、終息後、速やかに状況確認を実施すること。
 - (1) 時間雨量20ミリ以上、24時間雨量80ミリ以上、72時間連続雨量120ミリ以上、最大風速15メートル以上（10分間の平均風速で瞬間風速は除く）
 - (2) 前号の気象事象の基準において、下記に記載する機関が公表するデータを基準とする。

気象事象内容	発出機関	観測所名等	インターネットアドレス
雨量に関する事	徳島県	栗田観測所	https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp/
風速に関する事	気象庁	徳島県鳴門市	https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=3620200&lang=ja

- 3 監督員が状況確認を指示する場合。
- 4 前項1及び2項の状況確認後、治山施設内に堆積した堆積物の量を鑑み放置することで治山施設の機能低下及び下流域への悪影響を及ぼすおそれがある場合や治山施設外へ流下した堆積物が見られた場合はこれを除去し徳島県が搬出先（処理）と見込んでいる場所へ運搬すること。
- 5 監督員が堆積物の除去・運搬を指示する場合。

第3条 堆積物除去の施工及び施工管理等

- 1 第2条の1項から3項における状況確認については、デジタルカメラ等により施設と堆積物の状況が確認できる中景とポール又は箱尺等入れた堆積物の種類や量（目安）が確認できる近景を撮影すること。撮影箇所は、別紙「平面図」に撮影位置を記載し整理すること。
- 2 状況確認後は、前項に記した写真及び図面を速やかに提出すること。
- 3 堆積物の除去については、施工前・施工状況・施工後を撮影し、施工前と施工後は対比できるように同一位置・方向から撮影すること。また、運搬等については、運搬車両が確認できるもの、積み込み、運搬、指定箇所搬入状況を運搬車両及び運搬搬入毎に撮影すること。
- 4 堆積物の除去については、1回の堆積物除去毎に数量表、写真、堆積物搬入施設発出の伝票等を提出し、監督員の確認を受けること。
- 5 堆積物は、枝葉と土砂に分別すること。
- 6 枝・葉の処理方法については、次のとおりとする。
 - (1) 枝の太さ径5cm未満は、長さ50cm未満に、径5cm以上は長さ10cm未満に切断すること。
 - (2) 堆積物は、乾燥し徳島県が指定する搬出先へ運搬すること。
 - (3) 堆積物の乾燥場所は、旧鳴門市北灘中学校駐輪場にて行うこととし、乾燥期間中は飛散や悪戯防止等対策を講ずること。また乾燥に7日以上期間を要すと推定される場合はあらかじめ監督員と協議することとする。
- 7 作業員は、ヘルメット、防護メガネ、手袋、安全帯等を着用し安全な施工を行うこと。
- 8 本業務に関しては、十分な安全対策を講ずるとともに近隣住民の通行に配慮すること。
- 9 堆積物の運搬については、シート被覆等の処置を施し、飛散防止を徹底すること。

第4条 堆積物の運搬と処理

- 1 除去した堆積物（土砂を除く）の運搬に先立ち、様式1「一般廃棄物処理計画書」を提出し、監督員の承諾を得ること。また、処分完了後は様式2「一般廃棄物処理調書」を作成し提出すること。
- 2 除去した堆積物（土砂を除く）の運搬については、鳴門市が指定する次のいずれかに下請（再委託）を行うこととし、事前に監督員に承諾を得ること。
 - (1) 堆積物（土砂を除く）運搬にかかる下請（再委託）の決定に伴い運搬費用については、実績数量により変更契約にて対応することとする。

一般廃棄物収集運搬許可業者名	連絡先
株式会社 三幸クリーンサービスセンター	TEL 088-685-8818
ゼネラル産業有限会社	TEL 088-687-2881
鳴門クリーン	TEL 088-685-3075
株式会社 メイコークリーンサービス	TEL 088-688-0606
有限会社 矢野商会	TEL 088-689-1719

- 3 除去した堆積物（土砂を除く）の運搬先については、次の場所を搬出先（処理）に見込んでいる。なお、受注者は、事前に受入れ場所と受入れ条件等の協議を行い適正な処理が可能であることを確認し搬入すること。

受入れ場所	鳴門市クリーンセンター 鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2
受入れ条件	特になし。
受入れ日時	受入日：月曜日～金曜日（祝日・1月1日～3日は除く） 受入れ時間：午前8時30分～午後4時30分 ただし、毎月第2土曜日は午前8時30分～正午まで

- 4 除去した堆積物（土砂を除く）の搬入先について、上記以外の場所（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可を受けている箇所に限る）へ搬入する必要がある場合は、監督員と協議すること。
- 5 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書または計量表の写しを監督員に提出すること。
- 6 処分費用は、実績重量により変更契約することができる。
- 7 除去した堆積物の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。
- 8 堆積物（枝葉等を除く）の運搬及び処理等については契約書のとおりとする。

第5条 休日・夜間等作業

- 1 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
- 2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第6条 応急作業

- 1 受注者は、突発的な気象変化等に伴う応急的な作業を監督員より指示された場合は、速やかに対応すること。
- 2 受注者は、前項により作業変更が生じた場合は、監督員と別途協議のうえ、変更契約を行うことができる。